

1 通則

伊達市介護予防・日常生活支援総合事業に係るサービス提供時において発生した事故の報告に関する取扱いは、次のとおりとする。

2 対象

この要領に定める報告の対象となる事故は、指定第1号訪問事業者、指定第1号通所事業者及び地域包括支援センター等（以下「事業者」という。）が、利用者に対するサービスを提供するときにおいて発生した事故とする。

なお、「サービスを提供するとき」とは、事業者が直接サービスを提供するときのほか、サービスの提供に係る送迎や送迎の前後の待機るとき、また、利用者が相談等のために事業者がサービス提供を行う事業所（以下「事業所」という。）に来所したときなどサービスの提供に係る一連の行為に要する時間帯を含むものとする。

3 報告する事故の範囲

市へ報告する事故の範囲は、事業者側の過失の有無を問わず、次に掲げるいずれかに該当する場合とする。

- (1) 事業者がサービスを提供するとき発生した事故を起因として、利用者が死亡したとき
- (2) 事業者がサービスを提供するとき発生した事故を起因として、利用者が受傷し、医療保険の適用を受けたとき（通院、往診を問わない。）
- (3) 利用者又は事業所の従事者（以下「従事者」という。）が感染症等に感染したことを確認したとき、又は事業所において食中毒が発生したとき
- (4) 誤薬（与薬忘れを含む。）をしたとき
- (5) 従事者の故意の行為により事故が発生したとき（利用者の受傷等を問わない。）
- (6) 利用者又は事業者に経済的な損失を与える等の従事者の不祥事が発生したとき
- (7) 利用者の家族等に連絡を要し、かつ、長期にわたり継続的に交渉等を要する事故が発生したとき
- (8) その他、事業者のサービス提供に重大な支障を来す事故が発生したとき

4 報告の様式

報告の様式は、様式第1号「介護予防・日常生活支援総合事業事業者 事故報告書（伊達市提出用）」（以下「事故報告書」という。）とする。

5 報告の手順

報告の手順は、次のとおりとする。

- (1) 事業者は、事故の発生を確認したときは、速やかに家族等へ連絡するとともに、「7 報告先」に掲げる本市の所管課（以下「所管課」という。）へ電話で報告を行うものとする（第一報）。この場合の「速やかに」の期限とは、最大限、努力した可能な範囲とする。
- (2) 事業者は、電話により報告を行うときは、連絡者が氏名を名乗るとともに、報告を受け付けた所管課の職員の氏名を確認し、記録するものとする。
- (3) 事業者は、事故処理が完了したときは、所管課へ事故報告書により報告するものとする。
- (4) 事業者は、所管課、利用者（家族を含む。）及び事業者が事故の事実関係を共通に把握できるよう、利用者の求めに応じて、事故報告書の控えを開示するものとする。

6 記録の保存

事業者は、事故に関する事故報告書を含めた関係書類を事故処理が完了した日から5年間保存することとする。

7 報告先

事故の報告先は、次のとおりとする。

なお、市外に住所を有する利用者に係る事故については、該当する市町村に報告方法等を確認のうえ、併せて報告するものとする。

〒052-0024

伊達市鹿島町20番地1 伊達市役所 健康福祉部 高齢福祉課 高齢者福祉係

電話番号 0142-23-3331（内線302、303、309）

8 報告に対する市の対応

市は、必要に応じて、事業者への調査及び指導を行うとともに、利用者等に対して事実確認等を行うものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。